

23. 除雪オペレーター育成補助金

◆事業内容

市道の除雪業務に従事するために必要となる除雪オペレーターを育成する事業者（町会・法人など）に対し、取得費用の一部を補助金として交付します。

◆申請者

市が管理する道路等において、大型特殊免許を必要とする除雪作業を行う（予定を含む）事業者（町会など）

◆対象となるオペレーター

満65歳以下（毎年4月1日時点）で、新たに大型特殊免許を取得したり建設機械講習会を受講される方。

◆補助金交付の条件

補助対象となったオペレーターは、市管理の除雪（大型特殊免許を必要とする作業に限る）を3年以上続けることが必要。

◆補助金額

補助対象経費の1／2以内で上限5万円

ただし、1申請あたり年間2名を上限。予算の範囲内で、申請額累計が予算額に達し次第、年度内受付を終了。

◆補助対象経費

入学金、適性試験料、教習料、教本代、検定料、講習受講費が、補助の対象で、旅費交通費や延長・補修教習料は対象外。

◆補助金の交付の流れ

①事前の相談

補助対象条件および申請内容確認のため、申請前に市と相談する。



②補助金の申請

補助金交付申請書、補助対象経費の額が分かる書類の写し、資格取得予定者の運転免許証の写し、事業者に属することを証する書類の写しを市に提出する。



③免許取得

申請内容を市で審査し、補助金の交付を決定する。（決定通知）

決定通知が届いたら、免許の取得、講習会を受講する。



④補助金の請求

免許取得後、補助事業実績報告書、運転免許証及び車両系建設機械運転技能講習修了証の写し、補助金の対象経費を証する領収書の写し、補助事業者が補助対象経費を支出したことを証する書類の写しを提出する。

市から補助金の確定通知書が届いたら、請求書を提出する。

◆申請・お問合せ先

建設部土木課道路管理グループ TEL 53-8425

メールアドレス doboku@city.nanao.lg.jp